

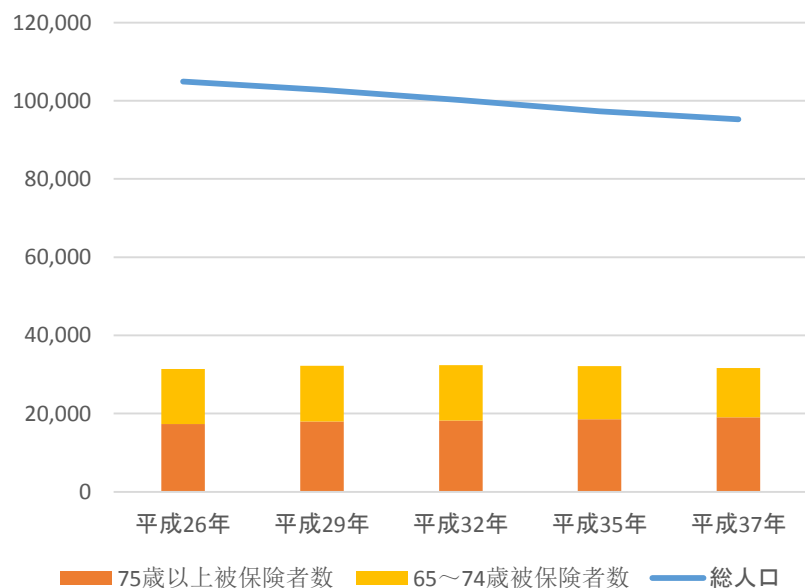
第6期介護保険事業計画(平成27年度～29年度)の概要

- 1 団塊の世代が後期高齢期となる2025年度(平成37年度)を見据えて、中長期的な視点から計画を策定
- 2 **地域包括ケアシステム**(地域の实情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援が包括的に確保される体制)の構築を推進する。
 - (1) 在宅医療と介護との連携を進める。
 - (2) 介護予防と生活支援の一体的な提供(介護予防・日常生活支援総合事業の実施)
 - (3) 多様な主体による介護予防、生活支援の活動を促進
 - (4) 高齢者自身が支え手となる地域での支え合い活動を促進
 - (5) 自立した生活ができる住まいの充実、住環境の整備
- 3 認知症高齢者のケアの充実
- 4 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の設置
- 5 地域密着型サービスの充実
- 6 費用負担の公平化(高所得者の自己負担を2割に引上げ等)、低所得者の保険料負担の軽減
- 7 特別養護老人ホームへの入所を重度要介護者に重点化(原則要介護3以上)

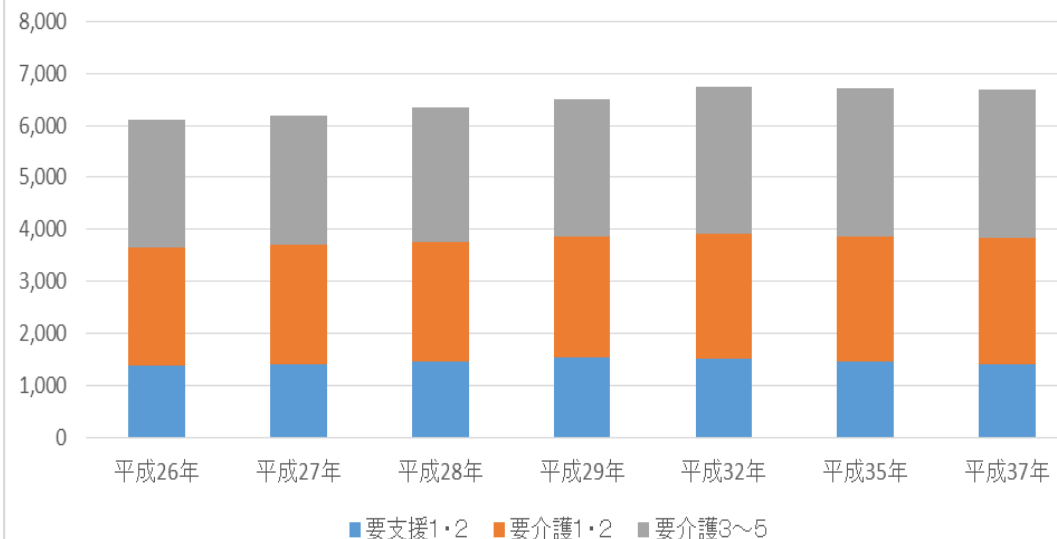
高齢者数と介護認定者数の推移

総人口、介護保険被保険者数の推移						要支援・要介護認定者数の推移							
年度	平成26年	平成29年	平成32年	平成35年	平成37年	年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成35年	平成37年
総人口	104,950	102,758	100,168	97,291	95,261	認定者総数	6,101	6,198	6,335	6,504	6,737	6,708	6,688
75歳以上被保険者数	17,301	17,977	18,200	18,570	19,084	要支援1・2	1,373	1,392	1,448	1,536	1,508	1,451	1,411
65～74歳被保険者数	14,110	14,241	14,186	13,540	12,605	要介護1・2	2,280	2,299	2,309	2,320	2,402	2,413	2,421
65歳以上被保険者数	31,411	32,218	32,386	32,110	31,689	要介護3～5	2,448	2,507	2,578	2,648	2,827	2,844	2,856
各年10月1日現在						出現率 *	19.1%	19.2%	19.4%	19.8%	20.4%	20.5%	20.7%
						各年10月1日現在							

飯田市の総人口と被保険者数の推移



要支援・要介護認定者数の推移



この計画の基本的な考え方

わたしたちの暮らし方

1 健康で生きがいのある暮らし

自ら健康づくりに努め、生きがいのある暮らし方を意識していく

2 地域とつながる暮らし

週に最低一日は外出し、人とコミュニケーションを取る活動をする

3 支えられつつ支え手となる暮らし

高齢者自身が、できる範囲で支援を必要とする高齢者の支え手としての役割を持つ

4 住まいの備え

自分が介護が必要となった場合の心と環境の備えをしておく

5 将来のビジョンを描いておく

在宅医療と介護の連携の推進

- 1 飯田医師会、下伊那郡内町村と共同で、医療と介護に関わる団体、機関に呼びかけて、多職種協働による在宅医療を担うための人材育成事業に取り組む。
- 2 医療、介護サービス資源を把握し、可視化する。
- 3 訪問診療、訪問看護、訪問介護間の連携体制の整備を図る。
- 4 在宅医療・介護サービス関係者の情報を共有を支援
- 5 二次医療圏内の関係市町村の連携促進



高齢者の生きがいと社会参加の推進

1 高齢者の就労支援

- (1) 生涯現役をめざし高齢者向けの就労の機会や、高齢者が働く場を生み出す活動を支援
- (2) シルバー人材センター事業の運営を支援

2 高齢者の生きがい活動の支援

- (1) 高齢者クラブの活動を積極的に支援
- (2) 地域のボランティア活動や教養を高めるための活動に参加しやすい場づくりに取り組む。
- (3) 高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを行う自主グループの立ち上げを支援
- (4) 高齢者に適したスポーツ活動の普及振興を図る。

高齢者の健康づくりの推進

- 1 「健康いいだ21」、「地域健康ケア計画」を推進
- 2 生活習慣病の発症及び重症化の予防に取り組む。
- 3 健康診査、がん検診の受診勧奨を行う。
- 4 ロコモティブシンドローム※の予防を目的として「プラステン(+10分)」を啓発
- 5 「食」を通じた交流の場を持つことの大切さを啓発する。
- 6 歯及び口腔、嚥下機能等について歯科衛生士による指導を実施。必要に応じて歯科医師との連携を図る。

※ロコモティブシンドローム 運動器の障害により歩行や日常生活に何らかの支障が生じている状態

新しい地域支援事業の全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

- 【財源構成】
- 国 25%
 - 都道府県 12.5%
 - 市町村 12.5%
 - 1号保険料 22%
 - 2号保険料 28%

- 【財源構成】
- 国 39%
 - 都道府県 19.5%
 - 市町村 19.5%
 - 1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

- 二次予防事業
ほいほい呼ぼう教室、フォローアップ教室
- 一次予防事業
いきいきリハビリ教室、健脚大学、はつらつ運動塾

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1、要支援2、二次予防高齢者)
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携の推進**
- **認知症施策の推進**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援サービスの体制整備**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

現行と同様

事業に移行

平成29年度までに移行

多様化

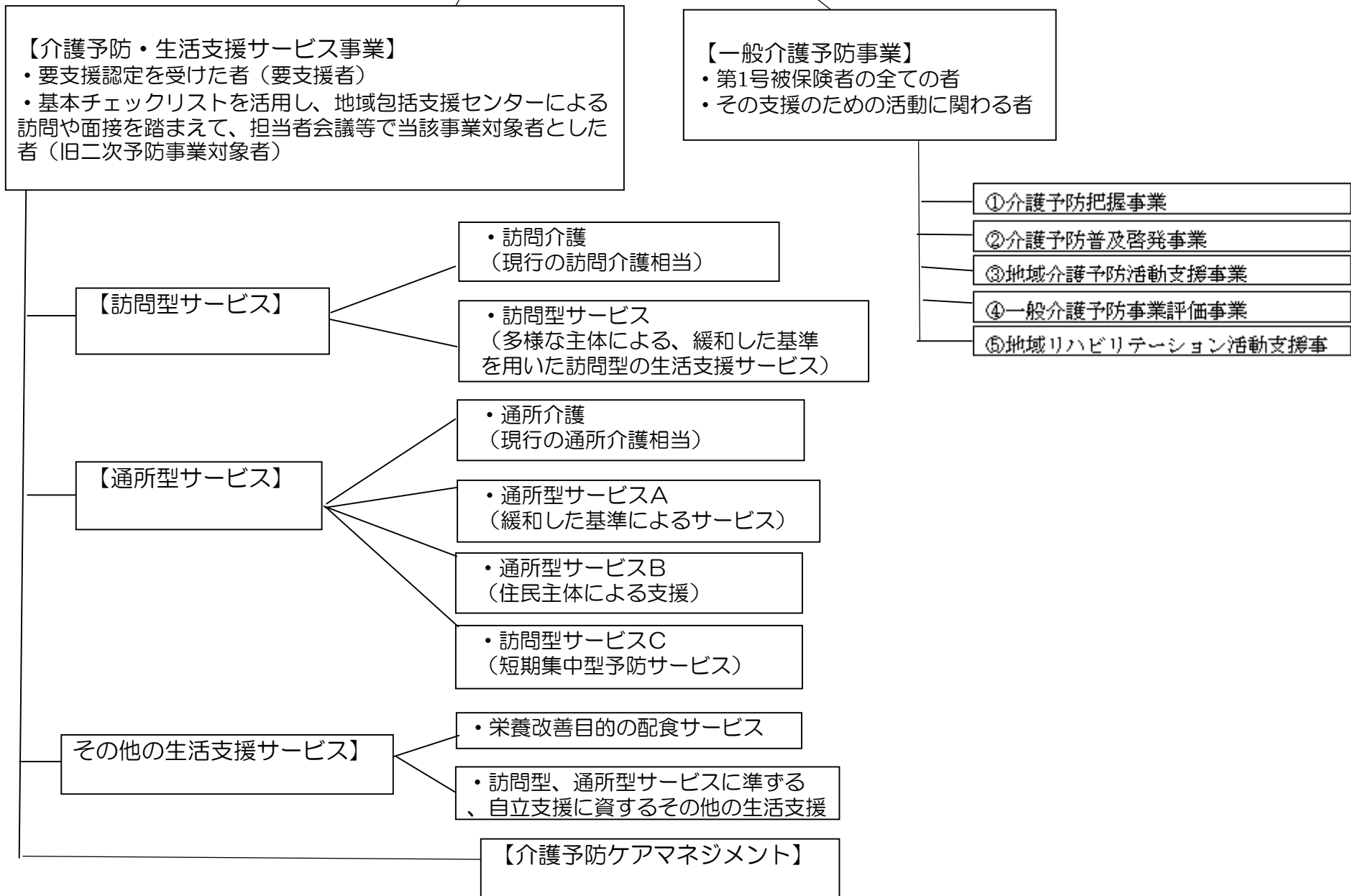
充実

地域支援事業

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）



第6期計画での介護予防の取組の新しい展開

- 1 介護予防事業には、民間企業、NPO、地域自治組織、任意団体等多様な主体が事業主体として参入することが期待される。
- 2 同時に地域の中での住民主体の自主的な介護予防の取組を拡大することも望まれる。



- 3 介護予防・生活支援コーディネーターを新たに配置し、社協の地域福祉活動コーディネーター、地域包括支援センター等と連携して地域を主体とした介護予防の取組の拡大について支援する。
- 4 高齢者自らが自主的に介護予防活動や健康づくりに取り組むための意識づけを図るとともに、生きがいづくりや健康づくりに取り組む自主グループの立ち上げを支援する。

地域包括支援センターの機能強化について

1 地域包括支援センターが担う役割

- (1) 基本チェックリストを活用した相談・面談を通じて介護予防・生活支援サービス事業該当者を把握
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業該当者のケアマネジメントを実施
- (3) 高齢者実態把握調査訪問を通じて介護予防活動への参加が必要な高齢者を把握し、事業への参加を勧誘
- (4) 地域の介護予防活動や生活支援の活動を把握し、利用につなげるコーディネート機能を発揮
- (5) 高齢者の身近な総合相談の窓口として、高齢者の様々な相談に対応
- (6) 成年後見制度の利用促進、高齢者虐待の防止、特殊詐欺被害の防止等高齢者の権利擁護を専門的な視点から支援
- (7) 在宅での療養生活を維持するため、医療、看護、介護の多職種が連携する仕組み作りに向けて医師会その他の関係機関と協働して取り組む。
- (8) 地域の福祉課題や課題の解決方策について民生委員、健康福祉委員、地域における医療、介護、福祉の関係者で話し合う地域ケア会議を開催



2 地域包括支援センターの人員確保を図る。

3 日常生活圏域を現状の6圏域から7圏域に再編し、地域包括支援センターがより地域に密着して活動が行えるようにする。

4 将来的には、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置するために、第6期計画期間中に検討を実施

認知症高齢者のケアの充実

1 認知症の人や介護者の在宅支援と相談ケア体制の充実

- (1) 認知症地域支援推進員の設置
- (2) 認知症初期集中支援チームの設置
- (3) 認知症ケアパスの作成
- (4) 認知症カフェ事業

2 認知症に対する地域の理解の推進

- (1) 認知症学習会、認知症キャラバンメイトの活動支援
- (2) 地域における見守り活動の連携促進

3 人権や財産を守る権利擁護のための支援

- (1) 高齢者虐待の早期発見、相談につなげる啓発の実施
- (2) 特殊詐欺防止のための啓発活動
- (3) 成年後見支援センターの運営

第6期介護保険事業計画期間の特養整備の方針

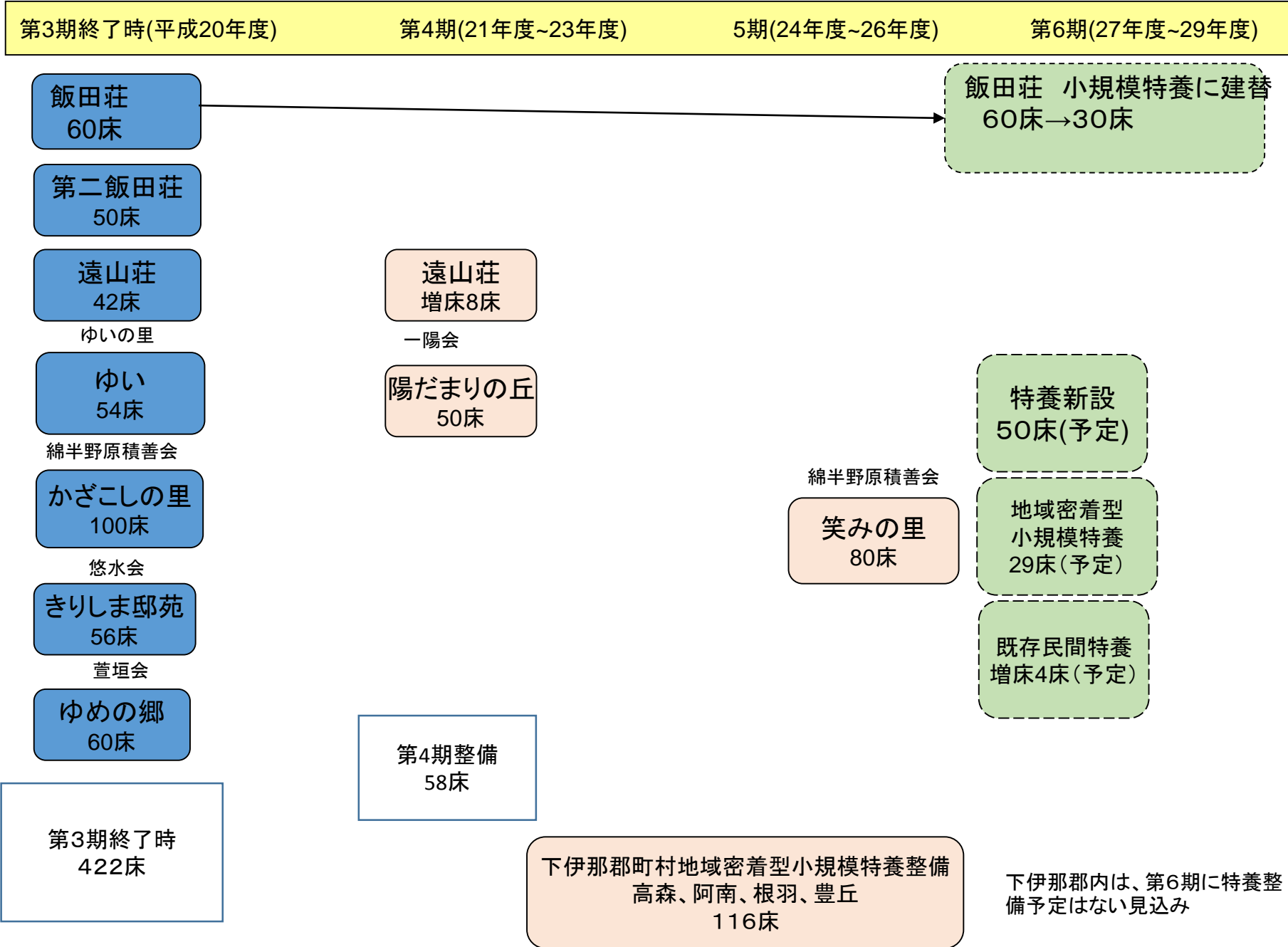
現状 第5期計画期間中に飯田下伊那地域で特養整備が進んでいる(飯田市内80床、下伊那郡内116床、合計196床が新たに整備される)こともあり、飯田下伊那全体で特養の待機者数は、減少している。

方針 特養への入所の必要性の高い、在宅で待機している要介護3～5の待機者の解消を図るために、一定程度の特養整備を行う。

◆整備案(いずれも飯田市内)

- 1 社会福祉法人による特養の新設 50床
- 2 社会福祉法人による地域密着型小規模特養の新設 29床
- 3 社会福祉法人による既存の特養の増床 4床
- 4 飯田荘は、小規模特養(30床)に建て替える

特養整備の推移



特養の床数と待機者数の推移

第3期終了時(平成20年度)	第4期(21年度~23年度)	第5期(24年度~26年度)	第6期(27年度~29年度)
----------------	----------------	----------------	----------------

<飯田市内の特養床数の推移>

第3期末422床	第4期末480床	第5期末560床	第6期末見込613床
----------	----------	----------	------------

<飯田下伊那の特養床数の推移>

第3期末942床	第4期末1,034床	第5期末1,230床	第6期末見込1,283床
----------	------------	------------	--------------

<飯田市待機者数の推移>

全体の待機者数(うち在宅で待機する要介護3~5の待機者)

第3期末(20年度末) 441人	第4期末(23年度末) 545人	24年度末 361人	26年8月末 343人(89人)	第5期末(26年度末) 300人程度
---------------------	---------------------	---------------	---------------------	-----------------------

<飯田下伊那の待機者数の推移>

全体の待機者数(うち在宅で待機する要介護3~5の待機者)

第3期末(20年度末) 767人	第4期末(23年度末) 826人	24年度末 594人	26年8月末 554人(133人)	第5期末(26年度末) 430人程度
---------------------	---------------------	---------------	----------------------	-----------------------

地域密着型サービスの充実

- 1 認知症高齢者のケアを向上させるために、認知症グループホーム、認知症対応型デイサービスセンターを整備
- 2 通い、訪問、泊と切れ目ないサービスの提供が受けられる小規模多機能型居宅介護支援を整備
- 3 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所の設置を推進
- 4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設置に向けて検討

○第6期期間中の地域密着型サービス整備計画

単位：人

施設名	平成26年	平成29年	増減
認知症対応型共同生活介護	132	153	21
認知症対応型通所介護	130	154	24
小規模多機能型居宅介護	125	175	50
合計	387	482	95

介護給付費の見込について

<給付費に影響のある主な制度改正等>

1 第1号被保険者の介護保険サービスの負担割合の変更(平成27年8月から実施)

一定以上の所得がある第1号被保険者の利用者負担が2割

2 特定入所者介護(予防)サービス費※の見直し

配偶者の所得、本人と配偶者の預貯金等を勘案(平成27年8月から実施)

非課税年金を勘案(平成28年8月から実施予定)

※特定入所者介護(予防)サービス費:特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の費用のうち、食費や居住費は本人の自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯の利用者については、申請に基づき、食費・居住費を補助する給付を行っています。

3 介護報酬の引き下げ(平成27年4月から実施)

全体で2.27%引き下げ

4 介護予防給付の通所介護・訪問介護が地域支援事業へ移行(平成28年4月から実施予定)

地域支援事業費の介護予防日常生活支援総合事業でサービスを提供

5 介護予防事業の効果

	第4期計	第5期計	第6期計
			単位：千円
居宅介護サービス給付費	12,669,347	14,680,807	14,829,180
地域密着型サービス費	2,128,307	2,614,415	2,952,563
施設介護サービス給付費	9,939,241	10,653,217	10,999,663
その他サービス費	1,307,849	1,453,856	1,400,523
総額	26,044,744	29,402,295	30,181,929

介護保険料

- 1 平成27年度・28年度の介護保険料基準月額を5,635円とする。(現行4,997円 引上げ額638円 引上率12.8%)
- 2 介護保険料率の所得段階の設定を12段階に拡大
- 3 低所得者の保険料負担を軽減
(最低割合 現行0.35→0.309)
- 4 高額所得者は、負担割合を現行より高く設定
(最高割合 現行1.85→2.0)

第6期介護保険事業計画期間介護保険料率設定案		飯田市		国	
所得段階	所得区分	H27-H28	H29	H27-H28	H29
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	0.309	0.259	0.450	0.300
	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方				
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.55	0.50	0.75	0.50
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.70	0.65	0.75	0.70
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	0.90	0.90	0.90
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	1.00	1.00	1.00	1.00
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満である方	1.20	1.20	1.20	1.20
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上190万円未満である方	1.30	1.30	1.30	1.30
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が190万円以上290万円未満である方	1.50	1.50	1.50	1.50
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が290万円以上390万円未満である方	1.70	1.70	1.70	1.70
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が390万円以上590万円未満である方	1.80	1.80	1.70	1.70
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が590万円以上690万円未満である方	1.90	1.90		
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が690万円以上である方	2.00	2.00		